

平成 29 年 12 月 21 日

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会 競争入札等参加者心得

(趣旨)

第 1 条 この心得は、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）が売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合において、一般競争入札若しくは指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）又は随意契約の見積合わせに参加する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

(資格確認及び指名の取消)

第 2 条 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者（共同企業体、事業協同組合その他これに類するもの（以下「共同企業体等」という。）の構成員を含む。以下これらを「資格確認を受けた者等」という。）は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項（令第 167 条の 1 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する者となったときは、直ちに届け出なければならない。

2 前項に該当する者に対して行なった一般競争入札参加資格の確認及び指名競争入札の参加者の指名は、協会において特別の理由がある場合（被補助人、被保佐人又は未成年であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合を含む。）を除くほか、これを取り消す。

第 3 条 資格確認を受けた者等が、次の各号のいずれかに該当すると認められたとき、又はこれに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したときは、当該資格確認及び指名は、これを取り消す。

(1) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(2) 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者であること。

(3) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(4) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(5) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(6) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の

職務の執行を妨げたとき。

(7) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(8) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

第4条 資格確認を受けた者等について、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格確認及び指名を取り消すことがある。

(入札の基本的事項)

第5条 入札参加者は、協会から提示された図面、仕様書及び契約書案その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

2 図面及び仕様書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた金額)をもって、落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、確認通知又は指名通知において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(入札の辞退)

第5条の2 資格確認を受けた者等は、入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。

2 資格確認を受けた者等が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 入札前にあっては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者(以下「信書便事業者」という。)による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)(以下「郵便等」という。)により送付するものとする。

(2) 入札中にあっては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

(入札)

第6条 入札参加者は、別記様式1による入札書に必要な事項を記載し、記名押印（あらかじめ届け出た印鑑に限る。以下同じ。）の上封をして、あらかじめ確認通知又は指名通知において示した日時及び場所において、協会職員の指示により入札箱に投入しなければならない。

2 第1項の入札は代理人に行わせることができる。この場合においては、入札前に委任状を提出しておかなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、確認通知又は指名通知において郵便等による入札が認められたとき及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される契約であるときは、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）により入札することができる。

4 前項の規定に基づき入札する場合は、入札書は、別途指示された日時及び場所に到達していなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第7条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(開札)

第8条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない協会職員を立ち合わせる。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札及び明らかに連合によると認められる入札は、これを無効とする。

- (1) 入札書を提出する時点及び開札時点において、入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項に基づく排除措置を受けた者(共同企業体等にあつてはその構成員が該当する場合を含む。)のした入札
- (3) 郵便等による入札を認められた場合において、その送付された入札書が定められた日時までに定められた場所に到着しないもの
- (4) 予定価格を超える金額での入札
- (5) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの
- (6) 同一事項の入札について、2通以上の入札書を提出したものの入札で、その前後を判別できないもの又はその後発のもの
- (7) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者に係る入札
- (8) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- (9) 一定の金額で価格を表示していないもの
- (10) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
- (11) 前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの

(落札者)

第10条 次の各号に掲げる者は、これを落札者とする。

- (1) 協会の支出の原因となる契約について、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者
- (2) 協会の収入の原因となる契約について、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札した者

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第11条 工事又は製造その他についての請負の競争入札の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、第10条の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(最低制限価格の設定)

第12条 請負の競争入札の場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めて協会があらかじめ最低制限価格を設けたときは、第10条の規定

にかかわらず、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札予定者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者を落札予定者とする。

(入札の失効)

第12条の2 前4条の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が落札者とならなかった場合は、当該者が行った入札は失効とする。

2 入札者（共同企業体等にあつてはその構成員を含む。また、第2号にあつては、代理人、支配人その他の使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当することが、落札者と決定されるまでの間に判明した場合は、その者のした入札は失効とする。

- (1) 第2条第1項に該当したとき。
- (2) 第3条各号に定める者に該当したとき。
- (3) 第4条に定める事態に該当したとき。
- (4) その他著しく信用を失墜する行為があつたとき。

(くじによる落札者の決定)

第13条 落札予定者となるべき同価の入札をした者が決定すべき落札者の数を超えるときは、当該入札者を落札予定者とし、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わつて、当該入札事務に関係のない協会職員がくじを引く。

3 第1項の規定により落札者を決定したときは、くじを引いた入札者又は前項の規定によりこれを代行した協会職員は、その旨を落札者の入札書等に記入し、記名押印するものとする。

(入札結果の通知)

第14条 開札した場合において落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知する。

(再度入札)

第15条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第12条の規定により最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。）は、直ちに、再度の入札をすることができる。

2 前項の再度入札の回数は、原則として2回以内とする。ただし、予定価格を事前に公表

している請負の入札においては入札の回数は1回とし、1回で落札しない場合は不調とする。

3 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、第9条の2の規定により辞退とされなかった者又は第9条及び第12条の2の規定により無効又は失効とされなかった者及び最低制限価格を設けた場合の最低制限価格以上の価格で入札した者に限る。

(落札決定の取消し)

第16条 落札者と決定された者（共同企業体等にあつてはその構成員を含む。また第2号にあつては、代理人、支配人、その他の使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当することが、第19条の規定により契約が確定するまでの間に判明した場合は、協会において特別の理由があるときを除くほか、当該決定を取り消す。

- (1) 第2条第1項に該当したとき。
- (2) 第3条各号に定める者に該当したとき。
- (3) 第4条に定める事態に該当したとき。
- (4) その他著しく信用を失墜する行為があつたとき。

第16条の2 落札者と決定された者が第3条第1項第2号に該当（共同企業体等にあつてはその構成員が該当する場合を含む。）することが、第19条の規定により契約が確定するまでの間に判明した場合は、当該決定を取り消す。

(契約書等の作成)

第17条 落札者は、落札者となつた旨の通知を受けた日から起算して5日以内に、契約書（契約書の作成を省略する場合にあつては、請書）に記名押印のうえ提出しなければならない。ただし、協会の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約書（契約書の作成を省略する場合にあつては、請書）を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

3 契約書の提出があつたときは、会長又はその委任を受けた者（以下「受任者」という。）が当該契約書に記名押印し、その1部を落札者に返付する。

(契約書の作成の省略)

第18条 契約書の作成を省略する場合は、落札決定の後に、又はあらかじめ確認通知若しくは指名通知において指示する。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合には、記名押印のうえ請書を提出させる。

(契約の確定)

第19条 契約書を作成する契約にあつては、当該契約は、会長又は受任者が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

(補則)

第20条 この心得に定めのない事項については、協会の指示するところによる。

附則

この心得は、平成29年12月1日から施行する。